

平成20年（2008年）4月30日  
厚生委員会資料  
子ども家庭部経営担当  
保健福祉部経営担当

中野昭和小学校・東中野小学校の統合に伴う通学安全対策及び  
現東中野小学校の施設活用について(案)

「中野区立小中学校再編計画」に基づき、中野昭和小学校と東中野小学校は、平成21年4月1日をもって統合し、統合新校が開校する予定である。東中野小学校の通学区域から統合新校に通学する児童の安全対策と、東中野小学校跡施設の今後の活用について、以下のとおり実施する。

## 1 中野昭和小学校・東中野小学校の統合に伴う通学安全対策

### (1) 児童に対する安全指導の実施

児童が交通事故や事件等に巻き込まれることのないよう、学校において、危険回避・対応能力を児童自身に身につけさせる取り組みを、セーフティ教室や毎月の安全指導など様々な機会をとらえて実施する。

### (2) 安全でなるべく短い距離で通うことのできる通学路の指定

上高田中通りを、新たに中野昭和小学校の通学路に指定した [資料1：①の道路]。

また、登下校時に中野昭和小学校の東門を利用できるようにした [資料1：緑色の場所]。これにより、約300メートル、5分程度の短縮となる。

### (3) 通学路の指定に伴う必要な道路設備等の整備

上高田中通りの歩道部分にグリーンカラー舗装を行い、児童と車両の双方が歩道部分を明確に認識できるようにする。

また、早稲田通りの右折車両等から児童の安全を守るために、新たにガードパイプを設置した [資料2]。

### (4) 山手通りの歩行者用信号の横断時間延長要請

山手通りと早稲田通りの交差点の歩行者用信号 [資料1：④の場所] について、青の時間の延長を中野警察署に依頼する。

(5) 通学安全指導員の拡充

これまで両校が配置していた箇所〔資料1：②③の場所〕へ引き続き配置する。

また、山手通りの横断箇所〔資料1：④⑤の場所〕へ、統合後当分の間、重点的に配置する。

(6) 路線バスの利用

希望する児童については、路線バスの利用を校長の判断により認める。なお、バス利用にかかる経費は自己負担とする。

登校時、関東バス中野駅行き「小滝橋」または「上落合1丁目」停留所から「正見寺」停留所まで、2～3区間、所要時間約5分。約15分間隔で運行している。

(7) 学童クラブ利用児童の安全確保

学童クラブの終了時刻に滞在する利用児童で、住居が東中野四丁目・五丁目の児童については、年度当初から一定の期間、職員が引率し、山手通りを横断させる。

(8) パトロールの強化

区の青色灯防犯パトロールカーを重点的に巡回させ、子どもたちの見守り等を行うとともに、地域の安全にかかわる状況の把握に努める。

(9) 「子ども110番の家」事業への支援

「子ども110番の家」指定にかかる保険料、およびステッカー、マップ、マニュアル作成費用について、平成20年度から区が助成する。「子ども110番の家」事業は、区立小学校PTA連合会の事業であり、通学区域内の民家や事業所への協力依頼はPTAが行っている。東中野小学校の通学区域には比較的「子ども110番の家」が少ないため、さらに多く指定できるよう、PTAとともに地域の方々に協力を求めていく。

(10) 地域住民・各種団体への児童の見守り要請

地域全体で子どもたちの安全を見守る取り組みを推進するため、町会、商店街、友愛クラブ、青少年健全育成地区委員会等への協力を要請し、家庭・地域・学校が連携して子どもたちの安全を確保するよう努める。

## 2 現東中野小学校の施設活用

東中野小学校のある、東中野四・五丁目地域では、住吉保育園の閉園があったほか、(仮称)区民活動センターの移転が予定されるなど、新しいまちの姿がつけられる時期を迎えている。

閉校後の東中野小学校の校舎・校地の活用については、同地域全体の状況をふまえる必要があるため、以下の内容により活用を行う。

### (1) 東中野四・五丁目地域に必要な機能

#### ①東中野四・五丁目地域に必要な機能の内容

##### (ア) 屋外スペース機能

(子どもの遊び場・グラウンドゴルフ・地域のまつりなどの地域行事・防災活動等)

##### (イ) 屋内スペース機能 (高齢者向け集会室・スポーツ活動の場)

##### (ウ) 災害時スペース機能 (避難所)

##### (エ) 介護サービス機能 (小規模多機能型居宅介護施設・小規模特別養護老人ホーム)

##### (オ) 障害者の自立支援機能

#### ②東中野四・五丁目地域の施設整備の検討

現在、区では上記の機能について、同地域に必要な機能と考えている。これらの機能を確保する一環として東中野小学校の活用を図る。

今後、上記の同地域に更に必要な施設機能に加えるべき機能があるか、またその整備の方法はどういうものが良いのかなど検討を行う。

閉校後の東中野小学校の校舎・校地、住吉保育園跡(東中野四丁目)を活用するとともに東中野五丁目17番に予定する、(仮称)東中野区民活動センターの整備内容を検討することにより、東中野四・五丁目地域に必要な機能の実現を図っていく。

### (2) 東中野小学校既存校舎等の活用

#### ①東中野小学校の既存校舎等を、以下の機能で地域の活動の場として活用を行う。

##### (ア) 屋外スペース機能

(子どもの遊び場・グラウンドゴルフ・地域まつりなど地域行事・防災活動等)

##### (イ) 屋内スペース機能 (高齢者向け集会室・スポーツ活動の場)

##### (ウ) 災害時スペース機能 (避難所)

#### ②既存校舎等の活用期間

当面、東中野四・五丁目地域内で上記の機能を確保するまでの間とし、同地域内で施設整備を行った場合、その機能については、活用を終了する。

③既存校舎等の活用内容

- (ア) 原則として、学校使用時の地域開放及び災害時の使用内容とする。
- (イ) 使用時間の拡大を行う。(学校教育で使用していた時間帯の地域への開放)

④既存校舎等活用施設の範囲

活用を行う施設の範囲は、以下のとおりとする。

なお、通常使用しない施設部分は、災害時に緊急に対応できる状況を確認（給排水設備等の機能維持）する。

	旧施設名	内容	用途
通常使用	東側校舎 1階	団体利用	地域の団体の集会等
	校庭	団体利用	グラウンドゴルフ・ラジオ体操・少年野球・少年サッカー等
			子どもの遊び場
			地域まつり等地域行事・防災活動
	体育館	団体利用	バレーボール等
非常時	・北側校舎 ・東側校舎 2～3階 ・旧プール部分 (体育館1階)		避難所・備蓄倉庫

⑤既存校舎等貸出対象及び条件等

- (ア) 原則として、現在学校を利用している団体。
- (イ) 団体使用時は、東中野地域センターにおいて使用の申込・鍵の受け渡しを行い、原則は使用者による自主管理とする。

⑥今後の予定

- 平成20年 5月 地域説明会
- 平成21年 4月 既存校舎等活用開始

【東中野小学校・教職員寮の概要】

- ・敷地面積 7,038 m<sup>2</sup> (教職員寮含む)
- ・屋外運動場敷地面積 2,998 m<sup>2</sup>
- ・建築年及び延床面積
  - 北側校舎 (昭和32年築・2,656 m<sup>2</sup>)
  - 東側校舎 (昭和47年築・1,230 m<sup>2</sup>)
  - 体育館 (昭和40年築・538 m<sup>2</sup>)
  - 教職員寮 (昭和40年築・1,541 m<sup>2</sup>)

中野昭和小学校・東中野小学校の統合に伴う通学安全対策

- ※  現在の中野昭和小学校の通学路
- ※  現在の東中野小学校の通学路  
(塔山小学校へ通学区域が変更となる部分は除く)
- ※  新たに指定しようとする通学路

